

小金井市長期計画審議会

配付資料一覧

平成21年 6月 12日

	No.	資 料 名	備 考
第1回 (6月12日)	1	小金井市長期計画審議会条例	資料1
	2	小金井市長期総合計画策定本部設置要綱	資料2
	3	小金井市市民参加条例(抜粋)及び同施行規則(抜粋)	資料3
	4	小金井市長期総合計画策定方針	資料4
	5	長期総合計画に係る討議要綱	資料5
	6	長期計画審議会のスケジュールについて	資料6
	7	小金井市長期総合計画(第3次小金井市基本構想・後期基本計画)	参考資料1
	8	同 上 概要版	参考資料2
	9	平成20年度小金井市長期総合計画策定のための市民意向調査報告書	参考資料3
	10	同 上 概要版	参考資料4
	11	こがねいデータブック2008(旧名:小金井市の現況'04)	参考資料5
	12	こがねい市民討議会2008実施報告書	参考資料6
	13	長期総合計画策定に係る「子ども懇談会」開催結果	参考資料7
	14	市勢要覧2008	参考資料8
	15	わたしの便利帳	参考資料9
	16	小金井市長期計画審議会委員名簿(第4次)	参考資料10

小金井市長期計画審議会条例

昭和 44 年 5 月 9 日
条例第 6 号

改正 昭和 45 年 8 月 1 日 条例第 24 号 平成 10 年 9 月 25 日 条例第 33 号

(設置)

第1条 小金井市長期計画を策定するため、[地方自治法\(昭和 22 年法律第 67 号\)第 138 条の 4 第 3 項](#)の規定に基づき、小金井市長期計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、長期計画の策定に関する必要な事項を調査および審議し、答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員 16 名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 削除

(2) 学識経験者その他 12 名以内

(3) 教育委員会の委員 1 名

(4) 農業委員会の委員 1 名

(5) 市に勤務する職員および関係行政機関の職員 2 名以内

3 委員の任期は、当該諮問にかかる答申の終了によつて満了するものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議公開)

第6条 審議会の会議は、公開とする。

(専門委員)

第7条 専門の事項を調査および審議するため、必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、委員のうちから会長が指名する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市長が定める部課において処理する。

(委任規定)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 45 年8月1日条例第 24 号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成 10 年9月 25 日条例第 33 号)

この条例は、公布の日から施行する。

小金井市長期総合計画策定本部設置要綱

平成 11 年 7 月 27 日
制定

改正 平成 13 年 4 月 1 日

平成 19 年 4 月 1 日

(設置)

第1条 小金井市における長期総合計画を計画的かつ総合的に策定するため、小金井市長期総合計画策定本部(以下「策定本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定本部の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 長期総合計画の策定に関すること。
- (2) 前号の計画策定に係る施策の推進及び総括的な進行管理に関すること。
- (3) その他、行政各分野における計画の総合調整に関すること。

(構成)

第3条 策定本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、副市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、小金井市庁議に関する規則(昭和 62 年規則第 25 号)第2条に規定する構成員である部長職者をもって充てる。
- 5 本部長は、前項に規定する者のほか、必要と認める者を臨時に本部員とすることができる。

(会議)

第4条 本部長は、必要に応じて策定本部を招集し、会議を主宰する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、関係職員に策定本部への出席を求めることができる。
- 3 本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。

(部会)

第5条 本部長は、策定本部の円滑かつ効率的な運営を図るため必要があると認めるときは、本部に専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

- 2 部会は、本部長の指名する部会長及び部会員をもって構成する。
- 3 部会長は、必要に応じて部会を招集し、会議を主宰する。

4 部会長は、部会の円滑かつ効率的な運営を図るため必要があると認めるときは、部会に研究会等を設置し、又は関係職員を臨時に部会の構成員に指名し、もしくは関係職員に部会への出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 策定本部の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

2 部会の庶務は、部会長の所属する課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定本部の運営に関し必要な事項については本部長が、部会の運営に関し必要な事項については部会長が、それぞれ定める。

付 則

この要綱は、平成 11 年7月 27 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 13 年4月 1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 19 年4月 1日から施行する。

小金井市市民参加条例（抜粋） 平成15年6月26日条例第27号

第2章 市政情報の公開

（市の会議の公開）

第6条 市の会議は、原則として公開する。

2 公開の例外として認められる非公開の会議は、その理由を明らかにしなければならない。

3 非公開の会議の記録のうち、非公開とするものは、特に秘密を要すると認められるものに限る。

（情報公開手段の拡充）

第7条 市は、市民との情報の共有を図るため、次に掲げる事項に配慮し、努力しなければならない。

- （1） 会議録の公開
- （2） 広報紙等の拡充
- （3） 情報公開施設の拡充
- （4） 通信等情報伝達手段の充実

小金井市市民参加条例施行規則（抜粋） 平成16年3月4日規則第6号

改正 平成17年2月18日規則第4号 平成19年3月30日規則第29号
平成19年9月20日規則第36号

（市の会議）

第2条 条例第6条第1項に規定する市の会議とは、条例第2条第3号に規定する附属機関等の会議をいう。

（非公開の会議）

第3条 条例第6条第2項に規定する非公開の会議とは、小金井市情報公開条例（平成14年条例第31号。以下「情報公開条例」という。）第5条各号に規定する内容を議題とする会議等をいう。

（会議録等の非公開）

第4条 条例第6条第3項に規定する非公開の会議の記録のうち、特に秘密を要すると認められ非公開とするものは、情報公開条例第5条各号に規定する内容を議題とする会議等の記録をいう。

（会議録作成の基本方針）

第5条 条例第7条第1号の会議録は、あらかじめ関係附属機関等に諮った上、次に掲げる会議録の作成方法の中から、会議内容等に応じ適切な方法を選択するものとする。

- （1） 全文記録
- （2） 発言者の発言内容ごとの要点記録
- （3） 会議内容の要点記録

（会議録の記載事項）

第6条 会議録（様式）には、原則として次の事項を記載するものとする。ただし、規則、規程、細則、要綱、要領、規約等で設置根拠が定められている会議等の会議録については、第11号に定める発言内容の記載は、主な発言要旨等の記載とするこ

とができる。

- (1) 会議の名称（附属機関等名）
- (2) 事務局（担当課）
- (3) 開催日時
- (4) 開催場所
- (5) 出席者
- (6) 傍聴の可否
- (7) 傍聴者数
- (8) 傍聴不可・一部不可の場合は、その理由
- (9) 会議次第
- (10) 会議結果
- (11) 発言内容・発言者名
- (12) 提出資料
- (13) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、率直な意見の交換や意思決定の中立性の確保のために必要なときは、発言者名の記載を省略することができる。この場合において、発言者名の記載の省略の可否は、当該附属機関等の出席委員の過半数をもって決するものとする。

（会議録の公開の方法）

第7条 条例第7条第1号の会議録の公開は、情報公開コーナーに据え置く等の方法によるものとする。

小金井市長期総合計画策定方針

1 目的

本市は、第3次小金井市基本構想（平成13年3月2日議決）を基本とする小金井市長期総合計画を市政運営の指針として、総合的、計画的に市政を運営してきたところであるが、第3次基本構想は平成22年度末をもって計画期間が終了する。

このため、引き続き、市民ニーズを的確にとらえ、まちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、次期基本構想を基とする小金井市長期総合計画（第4次基本構想・前期基本計画・実施計画）を策定する。

2 背景

本市は、平成13年3月、第3次小金井市基本構想を定めた。併せて、平成13年11月に市の将来像の実現のための前期基本計画を、平成18年3月に後期基本計画を策定し、市政運営の指針に据え、住民福祉の増進に努めるとともに、駅周辺再開発事業、行財政改革の推進等、最少の経費で最大の効果を上げるべく諸施策を推進してきた。

第3次小金井市基本構想を策定して以来、地方分権の進展、少子高齢化の進行、格差社会の深刻化、技術革新とIT化の進展、生活様式の変化、市民ニーズの多様化、安全・安心への強い関心などに加え、都心回帰現象や地球規模での環境問題等、社会環境は大きく変化しており、本市は新たな行政課題への対応を迫られている。特に、JR中央線連続立体交差事業の完成により市内の南北交通が大きく改善されることから、人的・物的交流を活かした一体的なまちづくりが求められるところである。また、二枚橋焼却場の停止に伴うごみ焼却処理については、ごみ非常事態を宣言し、多摩地域の多くの市及び一部事務組合の広域支援の下、ごみ処理施設の候補地を選定すべく努力しているところである。

一方、政策展開の基礎となる本市の財政基盤は、この間の行財政改革への取り組みにより、人件費比率の改善や経常収支比率の好転等、歳出構造に一定の改善が見られるものの、歳入構造においては、個人住民税に頼る税収構造や国の地方財政対策に基づく臨時財政対策債発行による財源不足の補てんに加え、三位一体改革に伴う地方交付税及び国庫補助負担金削減等の外的要因により、依然として厳しい状況が続いている。

このような状況を踏まえ、市民参画のもと全庁を挙げて、新たな長期総合計画を策定する必要がある。

3 方針

小金井市長期総合計画の策定に当たっては、第3次基本構想を継承しつつ、JR中央線連続立体交差事業及び駅周辺再開発等の進展による地域構造の変化を踏まえて、市民ニーズと時代の要請に対応した新たな将来像を市民生活・まちづくりに即して具体的に描き、可能な限り、その実現のための目標を数値等により明確に設定し、その効果的・効率的な実現のための重点政策、基本的な施策及びその実施年度を明らかにして、市民と職員に理解される戦略的な長期総合計画を策定する。

4 構成

(1) 長期総合計画は、第4次基本構想、基本計画及び実施計画で構成する。

(2) 基本構想は、次のとおりとする。

- ① 基本構想は、策定の意義と役割、基礎指標、基本姿勢、将来像及び施策の大綱で構成するものとする。

② 基礎指標

ア 目標年次 平成23年度を初年度として、平成32年度（西暦2020年）を目標年次とする。

イ 人口予測 目標年次における人口を概ね 万人とする。

ウ 土地利用 安全で快適な都市を目指し、様々な土地利用の方向を定める。

エ 財政予測 地方分権の進展、交付金・補助金等の削減を見据えて財政状況を予測する。

③ まちづくりの基本姿勢の設定

① 市民生活の優先、②公共計画の先導、③市民自治による推進

④ 小金井市の将来像・数値目標の設定

平成32（2020）年度における小金井市の将来像を具体的に明らかにし、将来像を実現するための目標を可能な限り数値で定める。

⑤ 施策の大綱の設定

将来像を実現するための重点政策を明らかにし、基本的な施策の内容とそれを実現するための行財政運営の方針を定める。

(3) 基本計画は、前期基本計画及び後期基本計画で構成し、基本構想を実現するための施策の大綱を具体的、体系的に明らかにするとともに、行政課題別に施策の方向と計画を可能な限り数値目標と実施年度により具体的に示した行政運営の基本的な計画とする。

① 前期基本計画（計画期間：平成23年度～平成27年度）

② 後期基本計画（計画期間：平成28年度～平成32年度）

(4) 実施計画は、3年ごとに策定するものとし、基本計画で盛り込まれた施策を具体的な事業内容と財政的な裏付けを明らかにした計画とする。

5 策定方法

(1) 庁内体制

① 小金井市長期計画策定本部設置要綱（平成11年7月27日制定）に基づき、長期計画策定のための庁内最高意思決定機関として長期総合計画策定本部を設置し、政策の重点や盛り込むべき事業等について方向性を示した討議要綱の作成、各行政分野における計画の総合調整及び長期総合計画の策定を行う。

③ 策定本部の円滑かつ効率的な運営を図るため専門部会を設置し、その下に長期総合計画に関する調査・研究のための長期総合計画策定研究会を置く。研究会は討議要綱の具体化や関連する施策・事業を整理して素案のもととなる考え方を複数案出し、専門部会が経過や実施上の課題等に従って素案をまとめ、策定本部に報告するものとする。

長期総合計画策定研究会の研究員は、原則として係長職又は主任職（相当職含む）の中から、各部において部長が推薦する職員とする。

(2) 市民参画

長期総合計画の策定に当たっては、広範な市民等の意見を反映させるため、次のような機会の活用により、策定過程における市民の参画を促進するものとする。

① 小金井市長期計画審議会の設置（基本構想（素案）・前期基本計画（素案）の諮問・答申）
平成21年度から小金井市長期計画審議会を設置する。

② 市民意向調査の実施（平成20年7月実施予定）

市民が市政に対して何を望み、何を期待しているかを調査し、市の将来を展望した施策を具体化するための資料を得るため「長期総合計画策定のための市民意向調査」を実施する。なお、調査協力者にグループインタビューを行い、市民意向調査で得られた知見をさらに深めることを検討する。

③ パブリック・コメントの実施（平成22年6月実施予定）

④ 市民懇談会の実施等

市民の意向を広く踏まえるため、子ども懇談会、市民懇談会等を実施する。市民の意向を踏まえ、その発案を活かすために、市民懇談会に代えて市民ワークショップを行政分野毎に開催することも検討する。

6 策定期期

(1) 基本構想は、平成22年8月を目途に、長期計画審議会の答申を尊重し、長期総合計画策定本部において、議会への上程案を決定する。

(2) 基本計画は、平成22年8月を目途に、長期計画審議会の答申を尊重し、長期総合計画策定本部において案を作成して議会へ参考送付し、議決された基本構想に従って決定し、公表する。

なお、基本構想の参考資料としての参考送付については、平成15年5月8日付け小議発第17号「議会改革に関する諸問題の調査に基づく要請について（依頼）」の要請事項の1として挙げられているものである。

(3) 実施計画は、基本計画の策定に併せて、策定する。

7 その他

この方針に定めるもののほか、長期総合計画の策定に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

（平成20年2月19日小金井市長期総合計画策定本部（第1回）で策定）

長期総合計画に係る討議要綱

小金井市長期総合計画策定本部

平成 21 年 3 月 17 日 決定

Ⅰ 「長期総合計画に係る討議要綱」の位置付け

「長期総合計画に係る討議要綱」（以下「討議要綱」という。）とは、小金井市長期総合計画策定方針（平成 20 年 2 月 19 日決定）に基づいて、第 4 次基本構想及び前期基本計画（以下「次期長期総合計画」という。）を策定するに当たっての指針となるものであり、今後の計画策定におけるその方向性や論点を整理したものである。

また、討議要綱は、庁内における検討組織（長期総合計画策定本部、専門部会、長期総合計画策定研究会）、有識者及び市民が参加した長期計画審議会だけでなく、広く市民並びに職員が次期長期総合計画の策定に係る方向性や論点に関する認識を共有して、重要な論点について集中して検討を進めていくための土台となるものである。

したがって、次期長期総合計画の策定に当たっては、基本的に討議要綱で示した計画策定の流れ、策定方法、枠組みに基づいて進めていくこととする。ただし、討議要綱に示される論点は、今後の検討における論点であって、その内容が直接的に次期長期総合計画に結びつくものではない。

Ⅱ 次期長期総合計画の策定について

1 策定する背景

平成 13 年 3 月に第 3 次小金井市基本構想を策定して以来、地方分権の進展、少子高齢化の進行、格差社会の深刻化、技術革新と IT 化の進展、生活様式の変化、市民ニーズの多様化、安全・安心への強い関心などに加え、都心回帰現象や地球規模での環境問題等、社会環境は大きく変化しており、本市は新たな行政課題への対応を迫られている。特に、JR 中央本線連続立体交差事業の完成により市内の南北交通が大きく改善されることから、人的・物的交流を活かした一体的なまちづくりが求められるところである。また、二枚橋焼却場の全炉停止に伴うごみ焼却処理については、ごみ非常事態宣言を発して更なるごみの減量を進め、多摩地域の多くの市及び一部事務組合の広域支援のもと、新ごみ処理施設の建設場所の決定に向けて努力をしているところである。

一方、政策展開の基礎となる本市の財政基盤は、この間の行財政改革への取組みにより、人件費比率や経常収支比率等の歳出構造に一定の改善が見られるものの、歳入構造においては、個人住民税に頼る税収構造や国の地方財政対策に基づく臨時財政対策債発行による財源不足の補てんに加え、三位一体改革に伴う地方交付税及び国庫補助負担金削減等の外的要因により、依然として厳しい状況が続いている。

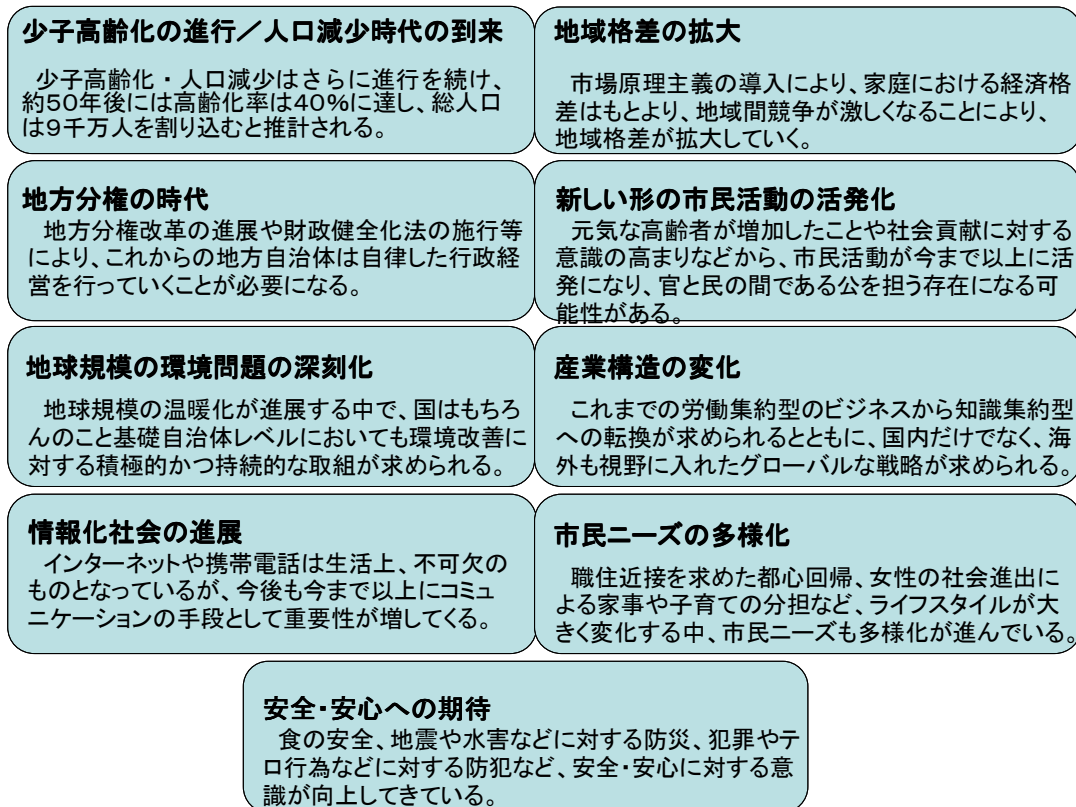
このような状況を踏まえ、市民参画のもと全庁を挙げて、新たな次期長期総合計画を策定する必要がある。

2 次期長期総合計画を策定するに当たっての共通認識

(1) 踏まえるべき社会潮流

次期長期総合計画を策定するうえで、踏まえておくべき点を次に示す。

図 社会潮流



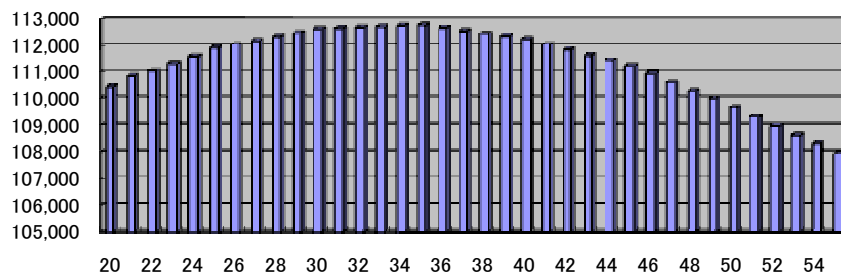
(2) 本市の現状

ア 人口・世帯数の状況

平成21年1月1日現在の人口は外国人登録人口を含めて113,268人である。市制施行時の人口は40,124人（昭和33年10月1日）であり約2.8倍に増加した。また、世帯数は市制施行時には9,771世帯であったが、現在は54,749世帯（平成21年1月1日現在）と約5.6倍となった。今後人口は微増していき、平成35年をピークに減少が始まるものと推測される。

人口予測

単位：人

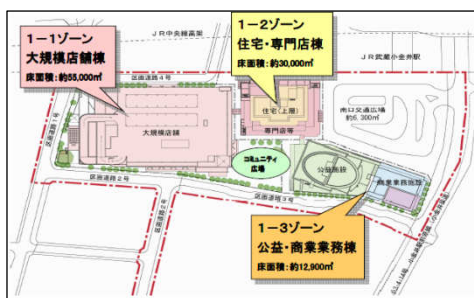
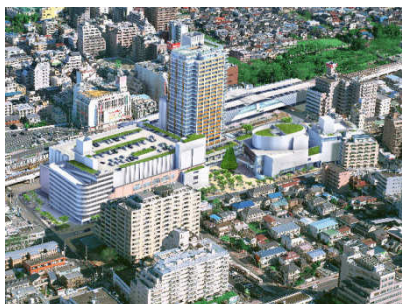


年度

出典：市民課

イ 都市基盤整備の進展

J R中央本線連続立体交差事業の完成（三鷹駅～国分寺駅間は平成21年度予定）により、開かずの踏切がすべて解消される。また、都市計画道路の拡幅も進み、市内の南北・東西の交通が円滑化される。さらに、武蔵小金井駅南口再開発事業と東小金井駅北口土地区画整理事業等の進展により、（仮称）市民交流センター・駅前広場等が整備されて駅周辺の利便性とアクセスが向上する。

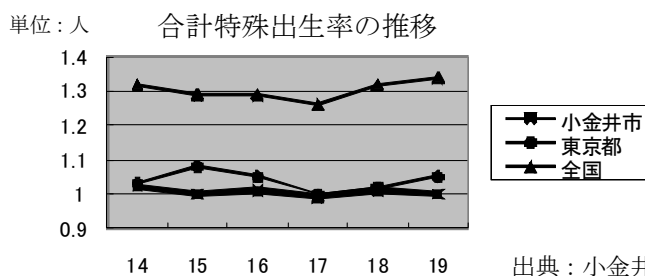


出典：再開発課

ウ 少子高齢化

本市は、満60歳以上の高齢者比率は、平成17年度国勢調査では17.2%で全国784市・区中632位と全国的に見ればあまり進んでいない地域であったが、平成21年1月1日現在18.2%と確実に高齢化が進行しており、高齢者比率21%を超える本格的な高齢社会への対応を進めることが求められる。

一方、少子化については、15歳未満の年少人口比率は、平成21年1月1日現在11.9%だが、平成17年度国勢調査では11.4%で全国784市・区中751位（ワースト34位）だった。女性1人が生涯に生む子どもの数を示す合計特殊出生率も、平成19年度1.00と東京都平均1.05を下回り、東京都62区市町村中44位という状況である。年少人口比率、合計特殊出生率ともに極めて低く、早急かつ抜本的な取組が求められる。

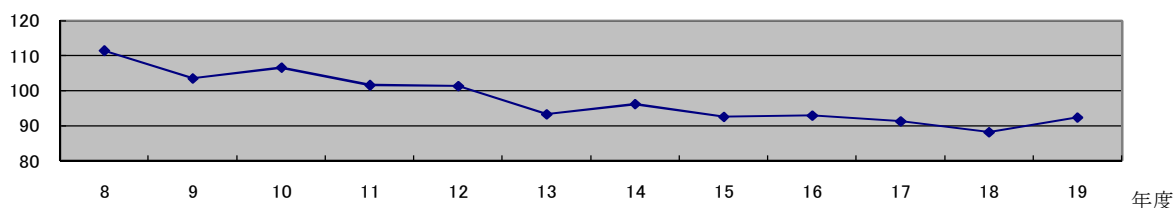


出典：小金井市の保健衛生、東京都年度

エ 財政状況

本市は、平成7、8年度に経常収支比率が全国ワースト1となるなど、極めて厳しい財政状況に置かれていた。しかし、平成20年度までの13年間に事務事業の見直しを進め、職員数の25.2%を削減する等、一連の行財政改革により財政状況は改善され、危機的状況は脱した。一方、現在でも人件費比率では多摩26市平均を上回っており、引き続き財政構造の改革に向けた取組が求められる。

経常収支比率の推移



注) 経常収支比率については、平成13年度から経常一般財源等に減税補てん債、臨時財政対策債を加えて算出している。

出典：地方財政状況調査

(3) 本市の特長

●みどり豊かな住環境

市内にある3つの大規模な都市公園、広大な面積を有する大学の立地、生産緑地などにより、都心近郊にありながらみどり豊かな住環境に恵まれている。

●便利な市内外へのアクセス

武蔵小金井駅から東京駅まで約40分、新宿まで約30分と都心へのアクセスに恵まれている。また、市域は駅を中心としたコンパクトな地形で、はげ（国分寺崖線）の高低差はあるものの、比較的多くの路線バスが走り、コミュニティバスの運行や都市計画道路の拡幅等が進められ、JR中央線高架化により市内南北交通も改善が見込まれる。

●充実した教育環境

市内の小中学校の学力レベルは都内でもトップレベルであり、児童・生徒の学習意欲も高い。また市内には国内有数の研究機関を持つ大学が立地し、次世代を担う人材が豊富である。

●活発な市民活動

本市のNPO法人登録数は多摩平均の約1.5倍、1法人当たりの人口は多摩地域で第2位であり、さまざまな団体等による市民活動が行われている。

3 次期長期総合計画の策定方法と手順

(1) 検討するための組織

ア 庁内検討組織

小金井市長期計画策定本部設置要綱（平成11年7月27日制定）に基づき、次期長期総合計画策定のための庁内最高意思決定機関として長期総合計画策定本部（以下「策定本部」という。）を設置して各行政分野における計画の総合調整及び次期長期総合計画の策定を行う。

また、策定本部の円滑かつ効率的な運営を図るため5つの専門部会を設置し、その下に長期総合計画に関する調査・研究のための長期総合計画策定研究会（以下「研究会」という。）を置く。研究会は各分野における課題、将来像を実現するためのポイント、各課との協議を通じた施策・事業を整理して素案のもととなる考え方を出し、専門部会での議論を経て素案をまとめ、策定本部に報告するものとする。

イ 市民参加

次期長期総合計画の策定に当たっては、市民等の広範な意見を反映させるため、次のよ

うな機会の活用により、策定過程における市民の参画を促進するものとする。

- 小金井市長期計画審議会（以下「審議会」という。）の設置（基本構想（素案）・前期基本計画（素案）の諮問・答申）（平成21年5月設置・諮問、平成22年5月答申予定）

審議会については、公募市民、学識経験者、教育委員会及び農業委員会の委員、関係行政機関の職員及び市に勤務する職員等で組織し、審議会は市が策定した次期長期総合計画の素案をもとに、市民懇談会等の結果を踏まえて審議し、最終的な次期長期総合計画の案を答申する。

- 市民意向調査の実施（平成20年7月実施済み）
- グループインタビュー（平成20年10月実施済み）
- 市民懇談会等の実施（平成21年5月・8月他実施予定）

市民懇談会等については、子ども懇談会や無作為抽出した市民に参加依頼をする市民討議会等の方法を検討して実施するものとする。

- パブリック・コメントの実施（平成22年6月実施予定）

（2）検討スケジュール

平成20年	2月	策定方針を決定
	3月	研究会を設置。市政の現況等を調査
	7月	市民意向調査を実施
	10月	グループ・インタビューを実施
	12月	基本構想（素案）の検討
平成21年	3月	討議要綱を決定 市民意向調査報告書、データブック2008作成
	5月	子ども懇談会開催。基本構想（素案）の策定 審議会へ諮問
	8月	市民討議会の開催
	10月	市民懇談会等の実施
	11月	前期基本計画（素案）の策定
平成22年	5月	審議会の答申
	6月	パブリックコメントの実施
	9月	市議会に提案
平成23年	3月	基本構想の議決。前期基本計画・実施計画の決定

4 次期長期総合計画の構成と全体像

（1）目標年次

基本構想の目標年次及び基本計画の計画年次を次に示す。

- 基本構想の目標年次：平成32年度（平成23年度を初年度として）
- 前期基本計画：計画期間を平成23年度～平成27年度
- 後期基本計画：計画期間を平成28年度～平成32年度

(2) 将来像の方向性

第3次基本構想では、「市民生活の優先」、「公共計画の先導」、「市民自治による推進」の3つの原則を基本姿勢として、21世紀初頭における小金井市の将来像を「元気です萌えるみどりの小金井市」と定めた。第4次基本構想の策定においても、3つの基本姿勢を踏襲しつつ、社会潮流と本市の特長を踏まえて目標年次における小金井市の姿を想定しながら、将来像を検討していくこととする。

検討に当たっては、従来からの「みどり豊かな住環境」「充実した教育環境」という地域の特長をさらに高めつつ、JR中央本線連続立体交差事業の完成等により「市内交通の改善」「生活利便性の向上」が図られ、ますます盛んになる「活発な市民活動」に支えられて、市民が生き生きと活動・交流し、「豊かな市民文化」が花開くまちという将来像のイメージが考えられる。

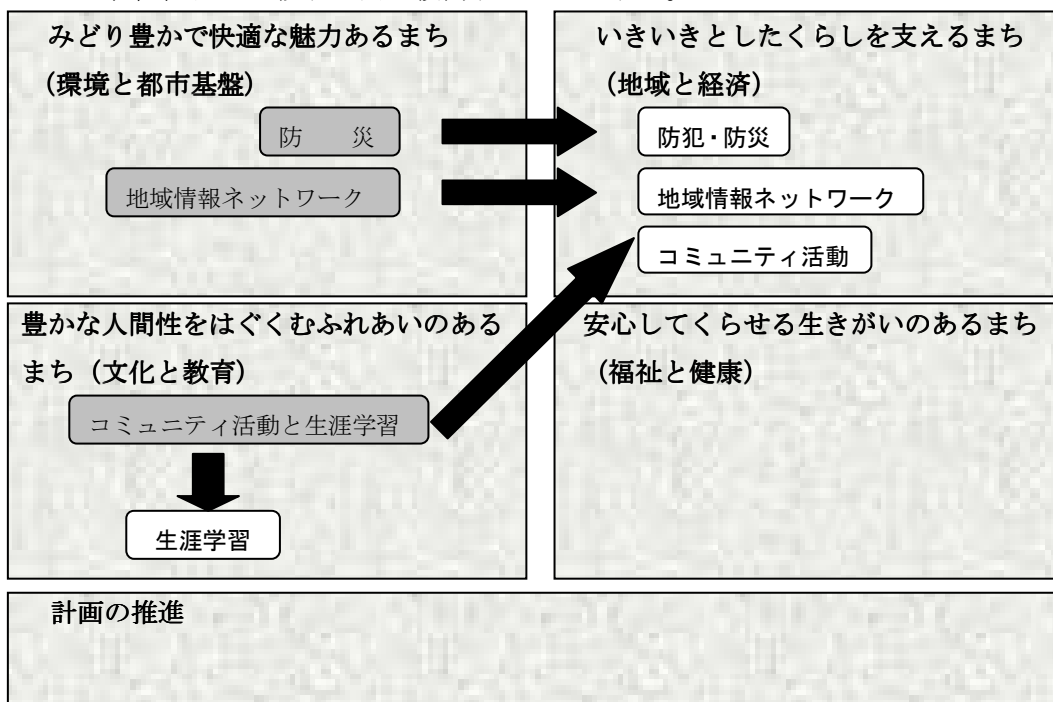
これらに沿って、10年後のあるべき小金井市の姿を導いた上で、「まち」や「暮らし」が具体的にどのように変化するかイメージを記載し、さらに将来像を実現するための具体的な指標（数値目標等）も設定することとする。

そして、将来像は、具体的な10年後の「まち」や「暮らし」の変化のイメージを検討した上で、子ども懇談会での意見を踏まえ、市が素案をまとめ、審議会に諮るものとする。

(3) 施策の全体像と体系

次期長期総合計画では、中心部に駅を有するコンパクトな地域構造と活発な市民活動を活かし、スクラップ&ビルドを原則として、諸施策を統合しつつ質的整備を図ることを、施策全体を貫く基本的な考え方（コンセプト）とする。このコンセプトを分かりやすい言葉で表現し、施策立案の基礎とするとともに、重点政策を設定して、戦略的横断的に政策推進を図るものとする。

施策の柱は、施策の継続性を確保するため、第3次基本構想と同じ4つの柱（「環境と都市基盤」、「地域と経済」、「文化と教育」、「福祉と健康」）とする。ただし、各柱に位置付けられている施策については、必要に応じて再検討することとする。特に、次の項目については、位置付けを移す方向で検討するものとする。



- 防犯・防災
施設等の整備以上に、意識啓発や地域体制づくり等の施策が中心となるため。
- コミュニティ活動
市民文化に関わる活動のみでなく、地域を支える多種多様な活動が行われているため。
- 地域情報ネットワーク
基盤整備はほぼ完了し、今後はコミュニティを支える施策の整備に移行するため。

(4) 重点政策の考え方

重点政策とは、本市が抱える重要課題を解決するために先行的かつ重点的に取り組むべき分野である。関連する施策を効果的に組み合わせることにより、相乗効果を発揮させ、市の重要課題の効果的効率的な解決を図るものとする。

重点政策のもととなる市の重要課題について、主な候補を次に示す。これらに対する基本的な施策と関連する施策を効果的効率的な組み合わせを検討し、最終的に3つ程度の政策としてまとめることとする。

●みどりと水の保全・創出

みどり豊かな自然環境は、本市にとって極めて重要な特長である。この特長を、守り育てて次世代に伝え、また、市民がそれを暮らしの中で生かし楽しめるように、みどりと水に親しめる一体感あるまちづくりを進めることが求められている。

●ごみを巡る諸問題の解決及び地球環境への配慮

現在、二枚橋焼却場の全焼却炉の運転停止に伴い、地域内でごみ処理を行うことができず、広域支援により可燃ごみを処理している。このため、新たなごみ処理施設を早期に建設し、国分寺市との共同処理体制を整えるとともに、より一層のごみ減量を進める必要がある。さらに、その取組を消費生活や化石エネルギー使用の見直し等、地球環境に配慮した持続可能なライフスタイルへの転換に繋げていくことが重要である。

●駅周辺再開発

現在、武蔵小金井駅南口の再開発を行っているところであるが、地域核としての競争力強化を目指す観点から、北口周辺についても関係者の調整を行う必要がある。また、東小金井駅北口区画整理事業を引き続き進め、駅周辺の利便性向上と一体感のあるまちづくりを進めていくことが必要である。

●公共施設の質的整備

本市の公共施設の多くは昭和40～50年代に整備されたものであり、老朽化が進行し、抜本的な対策が求められている。また、駅周辺再開発と市内交通の改善に合わせて、利便性を向上させ、バリアフリー化等を進めていくことが必要である。変化する市民ニーズに効率的に対応できるよう、公共施設を再編しつつ、質的整備を進める必要がある。

●歩いて暮らせる交通環境の整備

はげ（国分寺崖線）の高低差はあるものの、ほぼ4km四方と入り組みが少ないコンパクト地形と比較的発達した路線バス網は市の特長である。コミュニティバスの運行や都市計画道路の拡幅、さらにJR中央本線の高架化に伴う南北交通の円滑化により、市内交通の環境は大きく改善する。バリアフリー化を進め、高齢者をはじめとする交通弱者にやさ

しい、歩いて暮らせる交通環境を整備することが求められている。

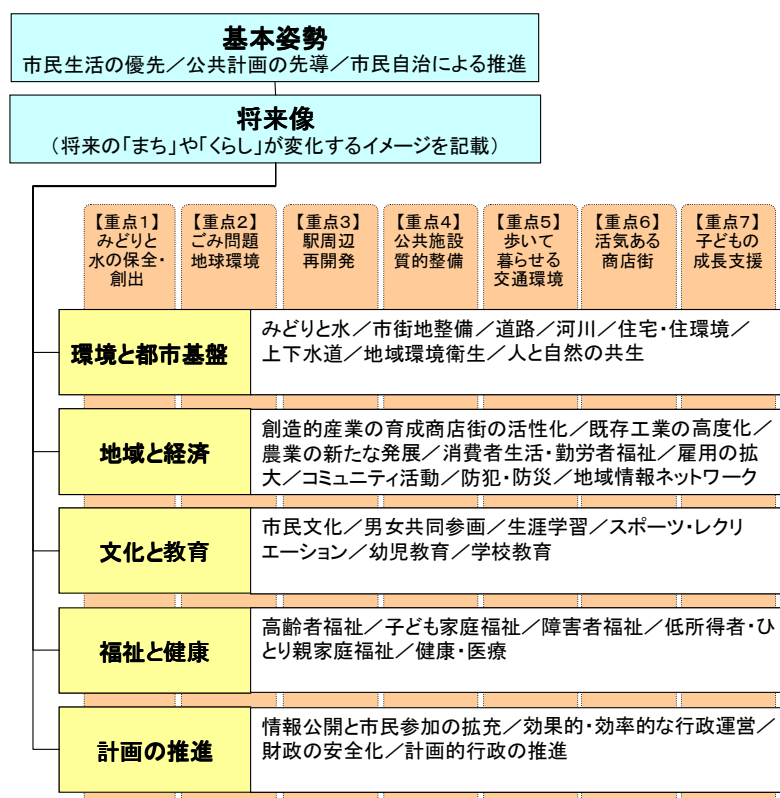
◆**活気ある商店街づくり**

本市の商業販売額は減少傾向にある。吉祥寺駅や立川駅等の市外に出て買物する市民が多い他、駅周辺再開発や後継者不足による閉店・休業等もみられる。住宅文教都市にふさわしい市民生活には、それを支える活気ある商店街が不可欠である。

◆**子どもの成長支援**

良好な居住環境を有しているまちとしての評価の高い本市にとって、子育て環境の充実が重要なテーマである。出産準備からの子育て家庭への支援、小中学校における教育の充実など、心身ともに元気な家族づくりに向けたトータルサポートを行い、子育てしやすい小金井市となることが期待される。

図 第4次基本構想の構成イメージ



(5) 各分野における論点

【環境と都市基盤】

論点1：駅周辺を中心としたまちづくりのあり方と方策

J R 中央本線連続立体交差による南北交通の円滑化に伴い、駅周辺を中心とした一体的なまちづくりを推進していくことが必要であり、そのためには今後のまちのあり方やそれを実現するために実施すべきことを明らかにする必要がある。

論点2：みどり豊かな本市の特長を強化するための方策

本市の特長はみどり豊かな点であり、本市の発展には欠かせない要素である。これは都立公園と大学等の立地が多いことによるが、今後行政と市民が一体となって、さらにこの特長を強めて街並として整えていくためには、何を行えばよいか検討する必要がある。

論点3：高齢社会にふさわしい利便性の高い公共交通サービスを提供するための方策

これからの高齢社会を踏まえて、歩いて暮らせる利便性の高いまちをつくることが期待される。そのためには鉄道、バスといった公共交通環境の拡充、さらには道路や建物におけるバリアフリーの推進が必要であり、市が中心となって民間事業者を巻き込んで進めていく必要がある。

論点 4：新ごみ処理場の建設と全市的なごみ減量を進めていくための方策

現在、二枚橋焼却場の全焼却炉の運転停止に伴い、地域内でごみ処理を行うことができず、広域支援により可燃ごみを処理している。また、最終処分場である二ツ塚処分場を長く有効に活用することも求められている。このため、新たにごみ処理施設を早期に建設し、国分寺市との共同処理体制を整えるとともに、可燃ごみ・不燃ごみを含め、より一層のごみ減量やリサイクル等を、市民・業者・行政が一体となって全市的に進めていく必要がある。

論点 5：地球環境に配慮したライフスタイルを進めていくための方策

地球温暖化の進行に対し、世界的に地球温暖化問題への対応が強く求められ、市においても確実な取組が必要となってくる。雨水貯留やごみ減量等、市民と市のこれまでの取組を活かし、消費生活や化石エネルギー使用の見直し等、地球環境に配慮したライフスタイルを市民との協働によって、積極的に取組を進めていくことが重要である。

【地域と経済】

論点 6：市民活動を活発にするための方策

NPOなどの市民活動団体の活発化により、これまで行政が担っていた役割を市民活動団体が担うことが増えてきた。これからは、今まで以上に市民活動団体と行政が協働して、地域を支えていくことが必要になる。そのためには、市民活動の支援や市民活動団体との協働及び市民が市民活動等に参加するための環境づくりをさらに進める必要がある。

論点 7：商店街の活性化を実現するための方策

本市の商業販売額は減少傾向にある。吉祥寺駅や立川駅には集客力のある商業施設などがあるため、市外で買物をする市民が多い。賑わいのあるまちをつくるためには商店街の活性化が不可欠である。商店街が活性化するための市と企業（商店）の役割を明確にし、連携しながら推進する具体的方策を検討することが必要である。

論点 8：付加価値の高い新産業（産学連携、農商工連携など）を創出するための方策

本市の将来を考えると、新しい産業を育成していくことが必要である。本市にはインキュベーション施設やアニメーション産業、江戸東京野菜を使った農商工連携事業など、新しい産業となりうる芽がある。これらを10年後の本市を代表する産業とすべく、いかに育てていくかがポイントである。

論点 9：安全・安心なまちを実現するための方策

住宅都市である本市にとって、安全・安心は欠かすことのできないものである。地震や水害などの自然災害への十分な対策、犯罪を未然に防ぐための方策を十分に検討して実施していくことが必要である。特に市民と一体となった協働が求められ、それぞれの役割を明確にする必要がある。

【文化と教育】

論点 10：豊かな市民文化を育むための方策

本市では、市民によってさまざまな芸術・文化活動が行われている。その活発な市民の芸術・文化活動を基礎として、(仮称)市民交流センター等の活用により、個性豊かな市民文化を育て、かつ、それに市民がふれあい楽しめるような環境づくりを検討することが必要である。

論点 1 1 : 図書館や公民館など、生涯学習環境を充実させるための方策

教育水準が高い地域であるという特長を活かして、子どもから大人までを対象として生涯学習環境の充実が期待される。どのような生涯学習環境が望ましいか、市は何を行うかを検討することが必要である。その上で図書館や公民館の整備についても、必要なサービス内容から施設のあり方を考えていくことが重要である。

論点 1 2 : 充実した学校教育を実践するための方策

都心部では顕著に公立学校離れが進む中で、本市の公立学校の学力レベルは都内でもトップレベルであり、これは本市の特長である。この特長を持続するためには、今まで以上に充実した公教育を実現するために何をすればよいか、教育委員会、学校、保護者及び地域がどのように連携すべきかを検討することが必要である。

【福祉と健康】

論点 1 3 : 高齢者や障害者が安心して暮らせる環境を整備するための方策

今後益々高齢化が進む中で、高齢者が安心して暮らせるまちを作っていくことが必要である。本格的な高齢社会を見据えた本市の課題を明確化し、改善するための方策を検討していくことが必要である。

論点 1 4 : 元気な高齢者の健康増進と生きがいづくりを支援する方策

高齢社会の進行に伴い、元気な高齢者も増加すると予想される。このような地域に戻ってくる元気な高齢者に対して、生きがいづくりを支援するとともにその力を地域に活かしていくことが重要である。市民活動団体等の連携も含めて、具体的な支援策を検討する必要がある。

論点 1 5 : 良好な子育て環境を整備するための方策

人口減少時代は直前に迫っており、本市における定住率を上げるためにも、子育て環境の整備が急務である。市の特長を活かした子育て環境を整備していくことが本市の発展に不可欠であり、具体的な方策を検討していくことが必要である。

【計画の推進】

論点 1 6 : 協働によるまちづくりを推進するための方策

これからの行政において市民協働は重要なキーワードになる。具体的な市民協働の仕組みを検討しながら、これからの協働のスタイルを模索することが必要である。

論点 1 7 : 自律した行政運営を実現するための方策

財政状況は以前より改善したものの、未だ予断を許さない状況である。将来にも持続可能な財政基盤の構築に向けた新たなスタートラインにつき、財政の健全化に向けた取組を、不断に努めていかなければならない。また、多様化高度化する市民ニーズを的確かつトータルに把握しつつ、市民サービスの向上を図っていく必要がある。これらを踏まえつつ、次期長期総合計画に沿って施策・事業を進めていくための仕組みづくりが必要である。

長期計画審議会のスケジュールについて

	開催予定日	内 容
第1回	平成21年6月12日(金)	策定方針等説明・運営方法
第2回	7月中予定	現状把握・論点整理
第3回	〃	施設見学会
	8月1日(土)、2日(日)	こがねい市民討議会2009
第4回	8月中予定	基本構想(素案)の検討
第5回	9月中予定	同 上
第6回	10月中予定	同 上
第7回	〃	市民懇談会
第8回	11月中予定	基本計画(素案)の検討
第9回	12月中予定	同 上
第10回	平成22年1月中予定	同 上
第11回	2月中予定	答申案の検討
第12回	3月中予定	同 上
第13回	4月中予定	同 上
第14回	5月中予定	答申、市長との懇談

長期総合計画策定に係る「子ども懇談会」議事録

件名	長期総合計画策定に係る「子ども懇談会」（「小金井市の将来像」の発表）
日時・場所	2009年5月13日（水）16:00～17:00 小金井市市民会館 萌え木ホール（小金井市商工会館3階）
出席者	市内中学校代表（小金井第一中学校生徒4名、小金井第二中学校生徒4名、東中学校生徒3名、緑中学校生徒3名） 市長、教育長、企画財政部長、長期計画等担当部長、学校教育部長 企画政策課長、指導室長、庶務課長、企画政策課長補佐（政策担当） 事務局（小金井市、日本総研）
欠席者	市内中学校代表（南中学校）
配布資料	「長期総合計画策定に係る「子ども懇談会」次第」

1. 「小金井市の将来像」キャッチコピーの発表（中学生）

(1) 小金井第一中学校

① 「都会で見つけた大きな緑」

- ・ 小金井市には小金井公園や野川公園、大学キャンパスなどがあり、少し歩くだけで都会ではめったにないような豊富な緑を発見できる。

② 「小金井市たのしく住みよい町づくり」

- ・ 現在よりも、さらに楽しく住み良いまちになるとよい。

③ 「緑と笑顔の小金井市」

- ・ 緑が多く自然に恵まれている。今以上に緑が増えることで、小金井市に住んでいる人も訪れた人も、心が和みともに笑顔になるような町になるとよい。

(2) 小金井第二中学校

① 「世界が見習う環境都市」

- ・ 今ある自然を生かして環境都市になるとよい。

② 「トトロの住む町小金井市」

- ・ トトロは緑が豊かな森に住んでいる。トトロが住めるような環境のよい町になるとよい。

③ 「わき水のふるさと」

- ・ 小金井市が「黄金の水」で有名な市であることを生かしたいから。

（環境問題に対する問題提起）

- ・ 今後、ますます温暖化が進む中で、市を挙げて温暖化対策に取り組むことで将来より素敵なまちにしていきたい。具体案として下記のような取組みを挙げる。

- ▶ ソーラーパネルの設置、街路樹（市の木・花）の植樹、歩道のウッドチップ化、屋上のグリーンルーフ化、天然ガス自動車（CoCo バス含む）の拡充、市民参加の植樹促進（市民の花キクの栽培コンテスト）。
- ▶ JR 貨物駅跡地を緑化してジブリスタジオを建設し、グッズ販売等を実施するジブリタウンとして小金井市をアピール。

(3) 東中学校

①「自然とともに移りゆく街（町）、小金井」

- ・ 小金井市は端から端まで緑で覆われている。まちの開発だけではなく、自然と一緒に変化していくまちになるとよい。

②「人が支える 人を支える 人材豊かな学園都市 小金井」

- ・ 市内には学校が多く、若い人も多い。若い人が高齢者を支え、高齢者が若者に伝統文化を教えるなど、人材豊かなまちになるとよい。

③「完全燃焼 小金井のゴミ」

- ・ 青少年議会でも最大の問題はゴミ問題であった。今は他市に処理してもらっているが、将来は市内で処理ができるまちになるとよい。

(4) 緑中学校

①「あいさつあふれる緑の町」

- ・ 駅周辺の開発が進むことで小金井市に集まる人も増えると予想される。互いにあいさつをすることで交流を図るようにできるとよい。また、緑は小金井の特長である。

②「私たちの小金井」

- ・ 郷土カルタやスリーデーマーチなどで市民が市内の歴史スポットを知り、国際的都市として発展できるとよい。

③「美しき小金井」

- ・ ごみの正しい分別を行い排出量を減らすなど外面的に美しくするとともに、マナーなど内面の美しさを磨いて全ての人が気持ちよくすごせるようなまちになるとよい。

(5) 南中学校（発表は事務局代読）

①「緑が育つ・子供が育つ・笑顔が育つ小金井市」

- ・ 緑があり、教育がしっかりしており、皆が笑顔でいられるとよい。

②「みどりあふれるみんなの故郷^{ふるさと} 小金井」

- ・ 開発だけでなく、故郷^{ふるさと}として誇れるような豊かな自然を守っていけるとよい。

③「こきんちゃんもすごしやすい緑豊かな町」

- ・ こきんちゃんが大きくなっても住みやすい環境の良いまちになるとよい。

2. 発表に対する市長コメント

(1) 全体

- ・ 自分のふるさとである小金井を好きでいてくれていること、また、自然環境に恵まれているとの認識を皆がもっていることが発表から伝わってきた。
- ・ まちづくりにおいては、開発だけでなく守るべきものは守るようにしていきたい。

(2) 小金井第一中学校

- ・ 緑は小金井の財産であり、それを残していくのが我々の責務である。
- ・ 湧水に関して、雨水浸透ますの設置率は小金井市が世界一である。今後、浸透事業にきちんと取り組んでいきたい。

(3) 小金井第二中学校

- ・ 温暖化対策に関して、小金井は農地や植木畑が多く、それらがまちの中の潤いを保つのに貢献している。今後さらに、屋上緑化や緑のカーテンにも取り組んでいく。
- ・ 天然ガス自動車は今後増やしていきたい。

- ・ジブリは小金井の誇りである。新たなスタジオ建設も始まっており、今後もずっと小金井を拠点としてほしい。

(4) 東中学校

- ・人を支えるという点で、たとえば障害のある人もない人も同じように暮らせるようにしたい。
- ・ゴミ問題について、現在は他市にお世話になっているが、市内に処理施設を建設し区内処理をしなければならない。そして、将来もし小金井市が反対の立場になったら、その時には他市を応援できるようにしたい。

(5) 緑中学校

- ・コミュニケーションの基本はあいさつである。あいさつを行うことでコミュニティを復活させていきたい。
- ・ふるさとのことについては、郷土カルタ等を利用してよく知ってほしい。

3. 「小金井市の良いところ」の発表(中学生)

- ・まちの雰囲気が優しい。新宿などのようにせかせかしておらず、かといって田舎過ぎないところが良い。
- ・小金井の木である桜が残っていることが貴重。今後も残して行ってほしい。
- ・公園が多く遊び場がたくさんあるところが良い。また、大学生と触れ合う機会も多い。さらに、ラーメンも美味しい。
- ・自然が多く、市全体が緑で覆われているところが良い。明治天皇にも認められた桜を、100年先にも残していきたい。
- ・公園、緑が多く、自然が豊かなところが良い。
- ・春の桜、夏の緑、秋の紅葉、冬の野鳥など、季節によって様々な自然があるところが良い。
- ・阿波踊りなど、市民参加の楽しいイベントがたくさんあるのが良い。
- ・宮崎駿さんが名誉市民であり、ジブリ映画にも小金井の風景が出てくるところが良い。
- ・青少年議会や今回の子ども懇談会など、より良いまちにするために積極的なところが良い。
- ・小金井公園や野川公園など緑が多いところが良い。
- ・大人が優しく見守ってくれる感じがあり、犯罪が少ないところが良い。
- ・心が暖かく、話しやすい人が多いところが良い。
- ・緑が豊かで、子どもも高齢者も住みやすいところが良い。
- ・自然と笑顔があふれているところが良い。

4. 教育長コメント

- ・中学生は「子ども」ではなく「若い市民」である。
- ・キャッチコピー案は、学校での取り組みや活動、学習内容と結びつけて考えてくれた内容で、地に足のついた良いものだった。
- ・学校に戻ったら本日の会について周りにも伝え、少しでも皆に小金井市に関心をもってもらえるようにしてほしい。

以上

小金井市長期計画審議会委員名簿
(第4次基本構想・前期基本計画)

任期：平成21年6月12日～第4次基本構想等の答申の日まで

(平成21年6月12日現在)

委員区分		氏名	備考		
2号委員 (12名以内)	学識経験者その他	公募委員	いがらし きょうこ 五十嵐 京子		
			き ら まさもと 吉 良 正 資		
			たまやま きょうこ 玉 山 京 子		
			ながた ひさと 永 田 尚 人		
			みつはし まこと 三 橋 誠		
		学識経験者	むとう ひろみ 武 藤 博 己	法政大学大学院教授	
			わたなべ かじろう 渡 辺 嘉二郎	法政大学工学部教授	
			あわじ とみお 淡 路 富 男	行政経営研究所所長	
		関係団体の役員又は職員	いまい けいいちろう 今 井 啓一郎	公益法人小金井市商工会理事	
			すずき とみお 鈴 木 富 雄	社団法人小金井市シルバー人材センター会長	
			たけうち みのる 竹 内 實	社会福祉法人小金井市社会福祉協議会常務理事	
			まちだ ひろのり 町 田 裕 紀	小金井市青年会議所まちづくり委員会委員長	
		3号委員 (1名以内)	教育委員会委員	あゆかわ しづこ 鮎 川 志津子	小金井市教育委員会委員
		4号委員 (1名以内)	農業委員会委員	かもした てるあき 嶋 下 輝 秋	小金井市農業委員会委員
5号委員 (2名以内)	市に勤務する職員及び関係行政機関職員	関係行政機関	ふじえ けんじ 藤 江 賢 治	東京都北多摩南部建設事務所所長	
	市勤務職員	市勤務職員	おおくぼ のぶちか 大久保 伸 親	小金井市副市長	